

令和2年6月25日

# 教育委員会第6回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第6回定例会記録

◇開会年月日 令和2年6月25日（木曜日）

午後 1時30分開会

午後 2時22分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 4名

教 育 長	境 直 彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君

◇欠席委員 1名

委 員 杉 山 昌 行 君

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 安 全 課 推 進 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	橋 本 泰 仁 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君
石 巻 中 央 公 民 館 長	保 原 恵 美 子 君	図 書 館 長	武 山 雄 子 君

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 主 査	三 浦 麻 里 子 君
教 育 総 務 課 主 任 主 事	久 光 雄 介 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

- ・令和2年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について
- ・令和2年度石巻市美術展の中止について
- ・石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針の一部変更について ※追加議案

#### 報告事項

報告第6号 専決処分の報告について

専決第8号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第4号）

（教育委員会の事務に係る部分）

#### 審議事項

第32号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和2年第6回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員は杉山委員です。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、阿部委員をお願いいたします。  
よろしくをお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項の専決処分の報告が1件、審議事項が1件及びその他となっております。  
それでは、一般事務報告に入ります。  
始めに、私から報告を申し上げます。  
今月の学校の状況について報告いたします。  
小・中・高等学校は6月1日から学校再開しております。先月の定例会後、経緯を時系列にまとめ、新型コロナウイルス感染症対策について報告いたします。  
別冊2の1及び2の2を御覧いただきたいと思っております。  
始めに、別冊2の1、1ページをお開き願います。  
先月は1ページの5月20日までの報告を申し上げました。その後定例会までに、文部科学省から学校の新しい生活様式という衛生管理マニュアルバージョン1が通知されております。その後、緊急事態の宣言の解除等がされ、5月25日、先月の定例会において夏季休業の期間を審議していただきました。その後、5月27日に市の第10回新型インフルエンザ等対策本部会議が開かれまして、その場で夏季休業期間の変更を報告しております。  
次の5月28日、県のスポーツ健康課長の通知、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校再開に向けてのQ&Aが出されております。これを受けまして、29日に教育委員会から各学校長宛て及び保護者宛てに6月1日から学校再開するに当たっての留意点、あるいは感染症防止を踏まえた今後の学校教育活動等について通知を発出しております。

その後、6月17日に、先ほど申しあげました文部科学省、国からの衛生管理マニュアルの学校の新しい生活様式の改訂版が6月16日に発出されております。これが一番新しいもので、バージョン2となります。したがって、5月28日から二重丸がついたQ&Aと、それから学校長、保護者宛ての通知文、さらにバージョン2の衛生管理マニュアルの部分を別冊2の2にとじておりますので、後で御覧いただければと思います。

以上が新型コロナウイルス感染症対策の経過でございます。

続いて、市議会第2回定例会について御報告申し上げます。

6月4日に開会いたしまして、19日までの16日間行われました。一般会計補正予算等につきましては、この後の報告事項で行いますので、環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容について報告いたします。

環境教育委員会では、この定例会より委員の配置換えがありまして、新しい委員での構成で審議されました。委員長には阿部久一議員、副委員長には楯石光弘議員が就任しております。

質疑内容ですが、まず補正予算の内容について複合文化施設費で開館スケジュールについて質疑があり、工事完了は令和3年1月末の予定で、2月から施設の警備業務の契約や舞台の準備等を行い、3月に記念式典、4月には市の主催する開館記念事業を実施し、6月から一般への貸館を開始する予定としている旨、答弁しました。

また、市民への周知方法についての質疑があり、一般利用には本年7月に説明会を開催する検討をしており、文化団体には石巻文化協会等を通じ、興行を行う民間企業等には指定管理者である石巻市芸術文化振興財団から周知する予定であること、そのほかマスコミ、市のホームページ、チラシやポスターなど様々な方法で周知を図っていききたい旨、答弁しました。

次に、総合運動公園管理費では、陸上競技場整備等、基礎調査業務の目的について質疑があり、現時点では第4種陸上競技場の整備を計画しているが、令和元年第2回定例会において、石巻市総合運動公園における陸上競技場早期建設の実現に関する請願が採択され、関係団体から第3種での陸上競技場建設が要望されているため、庁内に検討委員会を組織し、改めて施設の規模、機能について検討することになり、検討委員会の業務支援のため委託する旨、答弁しました。

また、基礎調査業務の完了時期及び第3種と第4種の違いについて質疑があり、基礎調査は競技場の規模及び機能の内容を固めたいと考えており、本年度中の完了を目標としている。また、第3種と第4種の違いの一例として、第3種はトラック1周400メートルが必要で、全天候型にしなければなりません、第4種では400メートルを必要とせず、土質のトラックでも

認められる旨、答弁しました。

また、周辺自治体の施設利用を見込むに当たって、各自治体との協議や財政負担について質疑があり、また、まだ具体的な整備スケジュールが決まっていない状況であり、正式な協議を行っていない、財源としては国の社会資本整備総合交付金を考えているが、スケジュールが決定してからの相談になる旨、答弁しました。

以上が環境教育委員会での答弁内容です。その後、委員会で原案を可決し、19日の本会議でも補正予算案が可決されております。

次に、16日から行われました一般質問は19名からの通告で、教育関係では7名からありました。

主な内容を申し上げます。

①として、新型コロナウイルス感染症関係では、学校の再開で児童・生徒への負担が大きくなるのではないかと、急な詰め込みや7時間授業など、エアコンの設定温度はどうか、という質問がありました。先ほども示しました学校の新しい生活様式への対応についての質問、児童・生徒、教師の感染対策について、消毒作業等の教職員の負担増になっていないか、外部委託はどうするのか、消毒用アルコール等の配布状況はどうなっているかという質問でございました。

また、感染症の不安で学校に行けなくなった児童・生徒への対応について、それから不登校児童・生徒との対応の関連はどうなっているか、授業日数の減少の影響と対策について、授業時間の確保について、感染者が出た場合の学校の対応について等質問がありました。

また、学校給食、学校健診の実施の見通し、それから学校プールの使用中止について、さらに学校行事、運動会、文化祭、学芸会、修学旅行など、延期、中止にしている部分の考え方についての質問、中学校総合体育大会が中止になったり延期になったりしていますが、その後の検討で交流大会を来月7月から8月にかけて実施することになりましたが、その内容について。それから国の第2次補正予算への対応、国の方では教員の加配や学習指導員、スクールサポートスタッフの配置など計画されていますが、市としての対応についての質問がございました。

以上が新型コロナウイルス感染症関係であります。

二つ目が国で進めておりますGIGAスクール構想関連です。

構想の具現化についての質問、それからコロナウイルスでも話題になっておりますが、オンラインの環境整備について、ふだん行っている情報モラルの指導の方向性や教員の研修につい

てというところまで行っております。最終的には整備の加速化が求められているが、今後の対応についてどのような整備が求められるかということで質問がありました。

以上が一般質問の主な内容です。

これで、私からの報告を終わります。

御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」との声あり)

---

### 令和2年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、令和2年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施についての報告を教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、令和2年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について御説明を申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページを御覧願います。

始めに、番号1、事業の概要及び目的でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、「教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」と規定されており、また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。この規定に基づき、本市教育委員会の令和元年度の活動状況に関して点検及び評価を実施するものでございます。

次に、番号3の(1)点検及び評価の対象事業であります。石巻市教育振興基本計画実施計画の掲載事業のうち、将来にわたり長期的に継続していくべき事業、子供の安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で9事業、社会教育・保健体育分野で3事業の計12事業を選定いたしました。

対象事業につきましては、4ページから6ページを御覧願います。

事業一覧表のうち網かけになっている部分が今回選定した12事業となります。

恐れ入ります、また1ページにお戻り願います。

番号3の(2)、点検、評価の方法であります。選定した事業については、担当課において事業調査票を作成し、令和元年度における実施状況及び成果の自己点検及び評価を行います。

そして、この調査票を基に学識経験者からの意見聴取を実施することとなります。

続きまして、2ページを御覧願います。

番号4、学識経験者の知見の活用についてでございますが、学校教育に関する学識経験を有する者2名、生涯学習に関する学識経験を有する者1名、合計3名を選考いたしました。昨年度と同じ方々でございます。

次に、事業実施スケジュールについて御説明申し上げますので、3ページを御覧願います。

表の左側が教育委員会での審議等、それから右側が事務局の事務手続等となっています。

5月下旬に学識経験者の選考を行ったところでございます。6月上旬に各課から提出された調査票の内容確認をし、6月12日に学識経験者の方々への事前説明会を実施しております。6月下旬の欄、本日の第6回定例会におきまして点検、評価の概要を説明をさせていただいております。同じく右側の欄、6月30日に学識経験者からの意見聴取会を開催し、点検及び評価報告書を作成する予定でございます。

教育委員の皆様には報告書を事前にお配りし、7月下旬の欄の教育委員会第7回定例会におきまして報告書の内容について御審議をいただきます。

9月上旬には点検及び評価結果の公表として報告書を市議会第3回定例会に提出し、あわせて市ホームページに掲載する予定としております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対しまして御質問等はありませんか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

#### 令和2年度石巻市美術展の中止について

○教育長（境 直彦君） では、なければ次に、令和2年度石巻市美術展中止についての報告を生涯学習課長からお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） それでは、令和2年度の石巻市美術展開催中止について御報告申し上げますので、表紙番号2、一般事務報告資料の7ページをお開き願います。

例年石巻市美術展を開催するに当たっては、市報7月号に開催期間と募集要項を掲載しております。このため、新型コロナウイルス感染拡大が懸念され、各種イベントの開催に制限が設



けられる中、今年度の市美展の開催の可否について6月上旬まで決定する必要がございました。

本来であれば、石巻市美術展の実行委員36名全員にお集まりいただき、協議を行うところではございましたが、3密回避のため会議を招集せずに、まずは開催可否の意見を頂戴すべく5月21日に委員全員に対し郵送にて照会を行いましたところ、委員皆様からの回答は開催するべき10名、中止するべき26名でございました。

これを受け、6月3日に実行委員の委員長、副委員長3名、各部門の部長3名、計7名の実行委員代表者による臨時の実行委員会を開催しました。この会において、このような時期だからこそ文化・芸術の力で市民を元気づけるべきだという意見もございましたが、開催には新型コロナウイルス感染のリスクが付きまとうことから、今年度の石巻市美術展は中止すべきとの結論に至りました。

教育委員会といたしましては、この内容を参考に検討を行い、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中の開催に当たっては、やはり3密が避けられず、出品者や観覧者、そして実行委員の安全が確保できないと判断し、今年度の開催を中止することといたしました。市報7月1日号に今年度中止する旨、掲載いたします。

なお、臨時実行委員会において、令和3年度より会場を河北総合センターから複合文化施設に変更して開催したいとの意見が出されましたので、開催方法等について今年度中から検討してまいりたいと考えております。

以上、石巻市美術展についての報告とさせていただきます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

それでは、美術展の中止ということでよろしく願いいたします。

---

#### 日程追加について

○教育長（境 直彦君） それでは、ここで委員の皆様にお諮り申し上げます。

本日の議事日程に一般事務報告、石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針の一部変更についてを追加して報告したい旨、事務局から申出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、議事日程に追加いたします。

---

石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針の一部変更について

○教育長（境 直彦君） それでは、石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針の一部変更についての報告を生涯学習課長からお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） それでは、石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関する基本方針の一部変更について御報告申し上げます。

基本方針の制定につきましては、第5回教育委員会において報告したところではありますが、適用期間を5月21日から5月31日までとしておりましたことから、6月1日以降については、記載内容の一部を修正し改めて制定いたしました。

修正内容につきましては、表紙番号3の一般事務報告の追加資料5ページ、6月1日適用の新旧対照表を参照願います。

まず、1のはじめにであります。6月1日以降の基本方針は本市の対策本部の決定事項に基づくほか、宮城県の新型コロナウイルス感染症対策を参考として定めることに改めたものです。

次に、3の感染予防対策における基本的事項では、対策を講じる主体として施設管理者の文言を追加いたしました。

(1) 利用者が遵守すべき基本的事項⑦においては、施設利用前後及び休憩時間中の不要の交流を控えるよう文言を修正しました。

(3) 施設運営に当たっての基本的事項③においては、都道府県をまたいだ人の移動の制限が一部緩和されたことから、条文を削除し、新たに利用者の属性を配慮した対応を求める条文に改めたものです。

6ページを御覧願います。

(3) ⑤においては、本市の対策本部で示されました利用施設ごとに利用人数上限の目安が示されたことを受け、文言を整理したものです。

(3) ⑦においては、本市の対策本部から室内の換気の目安に合わせた変更を行ったものです。

次に、5、適用期間については、6月1日からとしたものであります。

次に、6月23日に変更した基本方針の修正内容を御報告申し上げます。

変更理由といたしましては、本市の対策本部で示されたイベント等の段階的緩和の目安において6月19日以降、収容人数制限が緩和されるステップ2に移行する中、文化活動又はスポーツ活動等で施設を利用する団体等の行事別ガイドラインや上部団体における指針の整備が進み、感染予防対策や利用者情報等の取扱いが確立してきていることを受け、本市の施設の運用実態を踏まえ、利用者情報の運用内容等を見直すこととし、記載内容の一部の再修正を行うものでございます。

それでは、7ページの新旧対照表を御覧願います。

まず、1のはじめに及び2の基本的な考え方でありますが、文言の一部を整理したものであります。

8ページをお開きください。

3、感染予防対策における基本的事項においては、利用者が遵守すべき基本的事項(1)⑥においては、濃厚接触者の特定は保健所が行うこととなりますことから、文言を削除いたしました。

(1)⑨においては、ステップ2の基準が6月19日から適用され、収容人数制限が緩和されることを受けて、これまで施設を利用する団体に関しては施設管理者が作成した利用者情報提供書の提出を求めてまいりましたが、団体代表者の氏名、連絡先は利用申込み時点で把握できますことから、運用内容を見直し、施設利用者全員分の氏名、住所、連絡先等を記載した名簿の作成と施設利用から6週間を目途とした保管を要請することといたしました。また、保管期間中に保健所から情報提供を求められた場合には協力することに改めております。

なお、個人利用の場合は、これまで同様、利用者情報提供書の提出を求めるものであります。

(3)施設運用に当たっての基本的事項の①についてですが、(1)⑨と同様の内容について施設運営面からの記載としたものです。

9ページの④、⑤については、文言の整理を行い、⑨については、談話室、ギャラリー等のフリースペースの利用について、3密を回避する対策を講じた上で必要最低限度の利用を認めるものに改めるものです。

10ページを御覧願います。

⑪については、文化活動の利用に加え、スポーツ活動等のイベントを主催する団体の利用に対し、業種別の感染拡大予防ガイドラインや上部団体の指針等を踏まえた上での感染予防対策

を要請することに改めるものです。

5の適用期間は6月27日からに改めるものです。

6月1日及び6月27日適用の基本方針の修正内容については以上となります。

次に、社会教育・体育施設の再開予定施設及び当面休止する施設の報告をいたします。

本日お配りしておりますA4判1枚ものの参考資料を御覧いただきます。

現時点では、ほとんどの社会教育・体育施設が再開しておりますが、今後再開する社会教育施設としては、旧ハリストス正教会教会堂が6月27日、社会体育施設では、総合運動公園、セイホクパーク石巻のトレーニングセンター及びトレーニングルーム並びに多目的フィールドシヤワー室と総合体育館のトレーニングルーム及び幼児体育室が6月26日に再開予定となっております。

また、学校の体育館やグラウンドは、一部の学校を除き7月1日から登録団体への開放を再開いたします。また、河北総合センター、遊楽館、牡鹿交流センターのトレーニングルームにつきましては、再開に向け準備を進めている状況です。

次に、当面の間休止する社会教育施設は、東京など県外からの宿泊利用の実績がある牡鹿網地島の島の楽校となっております。社会体育施設としては、昨年の台風19号被害による工事中の曾波神公園と、災害復旧工事と記載しておりましたが工事内容が違いまして、防球ネットの工事により使用を休止している石巻野球場となっております。

以上、報告といたします。よろしくお願いたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、御質問等はございませんか。

社会教育及び社会体育施設に関する再開情報でございます。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） （2）の社会体育施設ですが、学校体育施設開放事業で7月1日から開放ということで、石巻市は社会施設、体育施設が閉鎖されていたためなのでしょうか、スポ少の子供たちが女川まで行ってバスケットなどを行っているという状況があり、それでもこのように止めなくてはならなかったのか、何の意味もないような気がするのですが。結局、開いている女川の方に行って、夜遅くまでトレーニングをしてくる子供たちが普通にいます。女川までこちらから行くのですからリスクが高くなりますよね。河南地区の方から女川まで毎週送迎しているという現実があったものですから、気になりました。7月1日から、学校がどうか体育施設が開くということで少しは安心したのですがけれども、何かバランスが悪く統一

されておらず、それでもコロナの対策のためと言い切れるのかなど、少し不安があったので、その辺は女川、石巻関係なく話し合う必要性が出てくるのではないかと思いました。

○教育長（境 直彦君） 体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） 確かに、学校体育施設の開放に関しては自治体によって異なるところです。東松島市の方ですと、6月15日から解放しておりますが、石巻市の場合ですと、中学校の部活動について6月の週休日は活動を自粛してくださいという通知を出しているものですから、7月1日からとしたところです。確かに、6月中は開いている有料の施設といいですか、そこを借りているスポーツ少年団や団体がたくさんございます。ですが、どうしても限られておりますので、ほかの市の施設を借りるという事例も恐らくあるのだろうなと考えています。

今後は、学校の施設、体育館やグラウンドを開放させていただきますので、皆さん存分に活動していただけるかと、近くでできるだけ汗を流していただいて健康増進につなげていただければと考えているところです。

以上です。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「はい」との声あり）

---

#### 報告第6号 専決処分の報告について

#### 専決第8号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第4号）

#### （教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告事項に入ります。

報告第6号 専決処分の報告についての専決第8号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第6号 専決処分の報告についてのうち、専決第8号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により5月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、6月19日付けで石巻市議会第2回定例会において可決をされております。

それでは、内容について御説明いたしますので、別冊の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額から歳入歳出それぞれ1億2,933万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億7,806万4,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げますので、10ページを御覧願います。

10款1項3目教育指導奨励費の1、学校安全総合支援事業費で272万3,000円を計上しておりますが、これは宮城県からの委託により実施する防災、交通安全及び生活安全教育に要する経費を措置したものでございます。

次に、12ページ、6項2目文化財保護費の1、文化財保護管理費に7,966万5,000円を計上しておりますが、これは宮城県からの委託に基づき埋蔵文化財発掘調査等に要する経費を措置したものでございます。

次に、4目図書館費の1、図書館活動費新型コロナウイルス対策分に765万円を計上しておりますが、これは図書館における感染症対策及び読書環境充実に要する経費を措置したものでございます。

次に、5目複合文化施設費の1、複合文化施設管理費分300万円を計上しておりますが、これは開館に向けたイベントの実施に要する経費を措置したものでございます。

次に、14ページ、7項2目体育施設費の1、植立山公園管理費に3,130万円を計上しておりますが、これは植立山公園内の多目的広場整備に要する経費を措置したものでございます。

次に、5目総合運動公園費に500万円を計上しておりますが、これは陸上競技場の施設規模や機能等の検討を行うための基礎調査費を措置したものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、16ページを御覧願います。

複合文化施設開館に伴う各イベント等の実施に当たり、当該年度に係る経費のほか3か年の事業期間を要するため、令和3年度から令和4年度までの2か年の債務負担行為を新たに設定するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

14款2項7目教育費国庫補助金に610万円を、それから6ページ、15款3項5目教育費委託金に8,238万8,000円をそれぞれ計上しておりますが、これらは各種事務事業などに対する国・県支出金を措置したものでございます。

次に、8ページ、17款1項3目災害復旧費寄附金に3万円を計上しておりますが、これは学校教育に関する寄附金を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等ございませんでしょうか。

（「はい」との声あり）

---

### 第32号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、審議事項に入ります。

第32号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋本泰仁君） ただいま上程されました第32号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号1の5ページを御覧願います。

本案は、現在委嘱しております文化財保護委員の任期は令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなっておりますが、北上地区の文化財保護委員の方が昨年度末に辞任されたことから、石巻市文化財保護条例第6条の規定により新たに文化財保護委員を委嘱しようとするものであります。

今回、北上地区より推薦いただきました今野勝實氏は、北上地区の文化財や地域の歴史に精通し、北上町史の編さんにも携わっておりますことから、専門的知見や助言をいただけるものと考えております。

なお、任期につきましては、石巻市文化財保護条例第7条の規定により、前任者の残任期間とするものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第32号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議ありませんので、第32号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

### その他

○教育長(境 直彦君) 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんでしょうか。

今井委員。

○委員(今井多貴子君) 学校が始まって軌道に乗りつつあるかと思うのですが、巣籠もりという形を日本全体で取らせられた結果、小・中学校にどれくらい生徒たちが戻ってこられているのか、戻ってこられない生徒たちも見受けられるのかについて、分かる範囲で教えてください。

○教育長(境 直彦君) 学校教育課長。

○学校教育課長(山内芳明君) 児童・生徒の学校再開からの現状につきましてということですが、お答えいたします。

6月1日からの学校再開後に行った児童・生徒欠席状況調査におきましては、6月9日まで登校日始めの7日間におきまして、昨年度不登校ではない生徒のうち3日以上欠席が見られた児童・生徒は小学校で計14名、中学校で計18名の報告が上がっております。

さらに6月23日、今週の火曜日現在におきましては、昨年度から不登校が続いている児童・生徒を除いて週に2日以上欠席が見られ、学校生活への不適應や今後の不登校が心配される児童・生徒数を調査いたしました。その結果、小学校で5名、中学校で12名の報告がございました。始めの7日間における数よりは大幅減少しており、少しずつ学校生活への適應が進んでいるかと思われまます。

また、小学校におきましては、今お話しました欠席の数字には表れていませんが、1年生の登校渋りが見られるという報告もございました。母親と一緒に登校して学校の校門、あるいは昇降口前で母親と別れる際に泣いて嫌がる1年生児童がいるという報告もございます。在宅期



間が長かったことによって、母親と離れることに対する不安を感じての行動であると思いますが、そのような児童も3週目に入り、学校生活のリズムに大分慣れてきているようです。最初のスタートにおきましては、なかなか学校生活に適應するのが困難な生徒もございましたが、3週目に入り徐々に学校生活に慣れて、先ほどお話ししました小学校で5名、中学校で12名の若干欠席が見られる生徒につきましても、今後子供たちのサインに対するアンテナを高めながら、気になる生徒に対して早めの対応を各学校にお願いしているところでございます。

以上です。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そのほか委員の皆さんからございますか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、課長方からございますか。

総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） 先月の定例会におきまして、今井委員からこのたびのコロナ禍により、親の経済状態が子供に影響することがよくある。こういうことがあると生活保護の申請も増えたりするが、そのような状況もどうなっているのか、学校が始まってから知らせてほしいと質問がございましたので、御報告をさせていただきます。

先月の新聞報道で仙台市の4月の生活保護申請件数が前月比で約40%増加したとの報道がございました。全国の主要都市でも同様に増加したとのことで、コロナ禍の影響により経済的に困窮している世帯が増加していることがうかがえます。

本市の状況について福祉部保護課に問い合わせたところでは、申請件数は減少しているとのことでしたが、3月から5月にかけての生活困窮者自立支援制度に基づく相談件数は増加しているとのことで、本市におきましても生活保護受給までには至らなくとも、家計が急変し経済的に困窮している家庭は増加しているものと推察されます。

このように、経済的に困窮している家庭の児童・生徒の就学機会の確保を図るための制度として、当課では就学援助事業を実施しているところでございます。各学校からの今年度の要保護及び準要保護の就学援助の申請は5月までに提出されまして、現在6月末の認定通知に向けて作業をしているところでございます。

その認定方法につきましては、通常ですと前年の収入により判定しておりますが、文部科学省からは新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、年度の途中において援助を必

要とする世帯については、申請時点での収入状況で判断するなど、柔軟な対応をするように通知をされております。

今年度の就学援助の申請で前年の収入超過により仮に不認定となった場合でも、家計急変により現時点での収入状況では該当になるケースも今後出てくるものと思われま

す。実際にどれぐらいの該当者がいるかということは把握しておりませんが、今後、教育委員会内で協議をし、認定の方法など、それから他市の状況なども参考にするとともに、県教委の指導を仰ぎながら対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） 前回第5回定例会におきまして、臨時休業中に運動不足と思われる子供が増えているので、各学校で運動の工夫をしていただきたいと、そのためどのような対策をしているかという御質問をいただきましたことについてお答えしたいと思います。

児童・生徒の運動不足を補うために、まず臨時休業中には各校で縄跳びカード、あるいは運動取組カードを配布して、家庭で自主的に運動が行えるような支援を行いました。

学校によっては、体育科で作成した体操の動画をユーチューブ等で配信し、子供たちが家庭で運動できる支援を行いました。また、休業中に実施した登校日におきましても、ストレッチや体操等の仕方、また体を動かす時間を短時間で設けながらも、運動不足やストレス解消のための対策を行ってまいりました。

それを踏まえて、学校再開後につきましては、体育の授業はもちろんでございますが、小学校では業間時間を活用してマラソンの取組、あるいは球技、竹馬遊び等の外遊びを積極的に奨励し、児童の運動量が確保できるような工夫を今、行っているところです。

中学校におきましても、体育の授業はもちろんのこと、部活動が再開されましたので、生徒の負担にならないように6月中は土日の部活動は中止となっておりますが、段階的に活動量を増やして体力の回復増進を図っているところでございます。

以上です。

○教育長（境 直彦君） そのほか課長方からございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、次回の定例会の日程について事務局お願いいた

します。

○事務局（阿部 潤君） 7月の定例会につきましては、7月29日水曜日、午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所本庁舎6階石巻市議会第3・第4委員会室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時22分閉会

---

教 育 長 境 直 彦  
署 名 委 員 阿 部 邦 英